

居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項及び運営規程

1.事業の目的及び運営方針

要介護者または要支援者にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師の指示に基づいて薬剤師が訪問して薬剤管理をいたします。

2.従事者の職種、員数

1. 従業者について

居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置します。

従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行います。

従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とします。

2. 管理者について

常勤の管理者 1 名を配置します。但し、業務に支障がない限り、まきの薬局の管理者との兼務を可とします。

≪職務の内容：指定居宅療養管理指導の内容≫

- | | |
|--------------------------|----------------------------------|
| ● 利用者の状態に合わせた調剤上の工夫 | ● 麻薬製剤の選択及び疼痛管理とその評価 |
| ● 薬剤等の居宅への配送 | ● 病態と服薬状況の確認、残薬及び過不足薬の確認、指導 |
| ● 居宅における薬の保管・管理に関する指導 | ● 在宅医療機器、用具、材料等の供給 |
| ● 使用薬剤の有効性に関するモニタリング | ● 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言 |
| ● 薬剤の重複投与・相互作用等の回避 | ● A D L ・ Q O L 等に及ぼす使用薬剤の影響確認 |
| ● 介護用品、福祉機器等の供給、相談応需 | ● その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等） |
| ● 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言 | |

3.営業日および営業時間

当事業所の通常の営業日時は保険薬局営業時間と同じです。

4.指定居宅療養管理指導の種類及び利用料、その他の費用の額

1 回 5 1 8 円（1 割負担の場合） 4 回／月まで（特別医療を必要とする場合、例外として月 8 回となる場合があります）

- 特別な薬剤管理の方は + 1 0 0 円。公費助成などにより負担が変わることがあります。
- 居宅の居住人数によって利用料は変わることがあります。

5.その他運営に関する重要事項

- ✓ 健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。
- ✓ 居宅療養管理指導に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう、必要な措置を講じます。
- ✓ 個人情報に関しては運営規定により利用者に相談のうえ慎重に対処いたします。